

編集委員会規則

(昭和四十一年六月十八日規則第二十号)

改正 昭和四十三年 五月一日

平成 二年 二月一六日

同 八年 四月一九日

第一条 日本弁護士連合会（以下連合会という。）に編集

委員会（以下委員会という。）を置く。

第二条 委員会は、連合会々則第七条による機関雑誌（以下機関誌という。）の編集をなすことをもつて目的とする。

第三条 委員会は、前条の目的を達成するため左の事項を行う。

- 一 機関誌に登載する原稿及び広告を募集又は依頼すること。
- 二 機関誌編集に必要な座談会を企画し、開催すること。
- 三 機関誌編集に必要な調査を行うこと。
- 四 右調査のため、官公署その他に回答、陳述、説明又は資料の提供等を求めること。

- 1 -

五 その他機関誌編集に必要な行為を為すこと。

第四条 委員会の委員は、二十名以内とし、理事会において弁護士の中から毎年約半数ずつを選任する。

2 委員の任期は、二年とし、選任された年の六月一日をもつてその始期とする。但し、理事兼任委員の任期は、在職期間に限る。

3 任期の満了した委員は、新たに選任された委員が就任するまで、引続きその職務を行う。

第五条 委員会に委員長及び副委員長三名を置き、委員会がこれを互選する。

第六条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が予め委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

第七条 委員会は、委員長が招集する。

第八条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第九条 委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長及び委員二名がこれに署名押印する。

附 則

この規則は、昭和四十一年六月十八日から施行する。

- 2 -

この規則適用については、昭和四十一年度選任の委員に限り第四条第二項を適用せず、この場合特に理事会に於て指定した同条第一項に定める約半数の委員は任期を一年とし、その他の委員は任期を二年とする。

附 則（昭和四三年五月一日第四条改正）

この規則は、昭和四十三年五月十一日から施行する。

附 則（平成二年二月一六日第四条第二項改正）

1 第四条第二項の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 第四条第二項の改正規定は、その施行前に選任された委員には適用しない。

3 第四条第二項の改正規定の施行前に選任された委員の任期満了に伴う改選により選任された委員の任期は、会長が選任の通知を発した日から、その後一年を過ぎた後に最初に到来する五月三十一日までとする。

附 則（平成八年四月一九日第五条改正）

第五条の改正規定は、平成八年六月一日から施行する。